第2回広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 議事要旨

日時	令和7年9月4日 (木) 13:30~15:00	場所	富士山南東消防本部三島消防庁舎 3階消防センター
出席者	委員	平井委員長、中澤委員、柳井委員、臼井委員、杉山委員、	
		三枝委員、椎田委員、加藤委員	
	事務局	三島市廃棄物対策課 橋本参事、新井主幹	
	受託業者	日本工営株式会社	
議事要旨			

1. 開会

2. 確認事項

(1) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地のフロー及びスケジュール

(事務局)資料1及び資料2をもとに説明。

(2) 第1回委員会における指摘事項と対応案について

(事務局)資料3をもとに説明。

3. 協議事項

(平井委員長)本日の協議事項は評価項目及び評価基準である。委員の皆様に御議論いただき、 最終的な案としたうえで副市長、副町長による「ごみ処理広域化検討協議会」にて決定 する運びとしたい。

(1) 第2次評価(案)について

(事務局) 資料4をもとに説明。

(平井委員長) 本資料に対して委員から特に意見はないが、資料5と併せて検討する。

(2)評価項目及び評価基準(案)について

(事務局)資料5をもとに説明。

(椎田委員)地域の合意形成について、重要な事項ということで重きを置いて評価基準を作成いただいていると思う。資料3及び資料4で述べられているように、合意形成については点数評価のみならず記述による調書を作成することでより具体的に評価を行っていく方針が示されている。応募申請書類の【様式3】自治組織の意向確認の実施状況調書に参考資料という欄があり、そこに一例として「総会議事録など」と記載されている。評価基準5-1-1の自治組織の意向確認状況の備考欄「候補地所在自治体による自治組織との意見交換により確認」に、総会資料の写し等の根拠資料の提出について追記してはどうか。

5-1-1 の評価基準について、◎は「自治組織への意向確認を実施済み(総会による議 決済み)又は候補地がどの自治組織にも属していない。」とされている。前回の選定委 員会や検討協議会においても、地域の合意形成は委員から問題提起があった最も重要な 事項であると捉えている。評価基準においても 25 点と配点が高くなっている。そのよ うな中で、「自治組織への意向確認を実施済み」の場合と、「候補地がどの自治組織にも属していない」という理由で地域の合意形成について確認していない場合とで、両者ともに◎の評価となることに疑問を感じる。候補地が自治組織に属さない場合は、◎の評価基準から「又は候補地がどの自治組織にも属していない。」の記載を削除し、記述による調書の近接する自治組織の意向確認の状況に基づいて評価に反映するとしてはどうか。合意形成の状況に関して踏み込んで根拠づけを行っている中で、自治組織に属さないということでまったく地域の合意形成を図らずに評価を高くすることに疑問を感じる。合意形成は候補地検討段階でも建設が決まった後でも必要になっていくものであり、近接地の自治組織に置き換えて検討していくことが良いと考える。

(事務局) 1 つ目の総会資料の写し等を根拠資料として備考欄に加えてはどうかという点について、資料 4 の記述による調書の様式にあるように議事録を添付いただくことは想定している。御指摘のとおり資料 5 の備考欄に確認するための資料として総会等の議事録の写しを追記する。

2つ目の評価項目 5-1-1 の評価基準について、点数評価では資料 5 評価項目 5-1-1 の評価基準に注釈があるように、「本項目における自治組織の範囲は候補地が所在する自治組織とする。」としている。記述による調書では、資料 4 の記載のとおり「候補地が所在する市や町において、事業の実現性を確保する観点から、地域の合意形成が必要と考えられる周辺の自治組織の範囲について、慎重に検討・判断する」として点数評価を記述で補足する形としている。仮に点数評価で記述と同じ条件とした場合、公募の応募者はどこまでの自治組織を対象に意向確認をするか判断が難しいが、一方で公有地の抽出の場合は市町が周辺住民と話をしながら進めることができ、公平性の課題が生じるおそれがある。事務局としては、合意形成は点数だけで評価できるものではないと考えているため、候補地周辺の自治組織の状況については、点数ではなく記述のほうで対応していきたいと考えている。いずれにしても、事業を実現していくうえで地域の合意形成は最も大事な項目であり、自治組織に属していないからといって容易に事業が進められるわけではないということは十分に認識しており、住民の理解を進めていくことが大事であると考えている。

- (椎田委員)総会による議決ということは相当な地域の理解があってのことと思われ、候補地が 自治組織に属さないというだけで総会による議決済みの場合と同じ評価となることが どうかと感じている。候補地が自治組織に属さない場合であっても、近接直近の自治組 織に意向確認を行い、同じ評価を行ったうえで判断するほうが情報開示請求や地域への 説明責任が求められた際など、選定委員会として一律の基準で評価していると言えるの ではないか。
- (臼井委員)委員全員が地域の合意形成は非常に重要であると考えており、委員の意見も理解できるが、自治組織に属さない候補地はこの項目が 0 点になるということか。
- (椎田委員) そうではなく、直近の自治組織においての候補地になることについての総会や役員 会による議決や説明の実施などの実績を評価することで同じように評価できるのでは ないかということである。

- (臼井委員) 先ほど事務局から話があったように、公募による候補地と公有地の抽出による候補地とで近隣に対しての取り組みの難易度が異なって公平性に欠けるのではないか。また、近隣自治会が50 m、100 m といった近い距離に存在する場合や、山奥でどこが対象なのか悩ましい場合など、線引きが難しい。こういったことも踏まえ、記述による調書を用いることで、ある程度の公平性が保てるのではないかと考えている。本日いろいろな意見をいただき、方向性を決めていきたい。
- (平井委員長) 椎田委員からは、近接する自治組織の判断を仰いだ方が公平性の担保につながる という意見があったが、どのようにお考えか。
- (三枝委員) 候補地がどの自治組織にも属してないということは、合意形成ができてないという 考え方もあるが、場所的に問題が一つ少ない、一つの条件をクリアしているとも考えられる。その点ではアドバンテージとも考えられる。一方、公平性の観点や、他の評価項目、例えば各市町からのごみの輸送距離などでは距離が離れてしまう等で減点要素になる可能性もある。また、候補地が自治組織に属してない場合に近隣の自治組織の判断を仰ぐのであれば、全ての候補地で近隣の判断を仰ぐことが公平性の確保になると考える。
- (加藤委員) 上流側における開発行為に対して下流側の方々が敏感に反応するということは実際 起きていることであり、理解を得る範囲がどこまでかという議論は必ずすべきである。 時間的制約がある中での候補地選定であるため結論は出せないかもしれないが、説明を 尽くし、どうしても理解が得られない場合はそのことを調書に書くことで整理し、判断 材料にできるのではないか。
- (杉山委員)「用地取得の実現性」の観点として重要な項目である。候補地が属するという視点で見ると、一定の条件というものは理解が得られると考える。候補地が属する自治組織があってもその近傍はあるわけで、その自治組織と話を進める中でそちらから反対意見が出てくる可能性もある。「用地取得の実現性」を見るのであれば、このような条件を付けることが一定の理解が得られるものであると考える。
- (平井委員長) 各委員からご意見いただいたが、何か意見はあるか。
- (臼井委員) 各委員からいただいた御意見を踏まえ、幹事会で調整することでいかがか。
- (平井委員長) 妥当と思う。幹事会で再度検討を行い、修正案の作成をお願いしたい。
- (柳井委員)各市町で景観条例を制定していると思うが全域を対象に設定しつつ、その中でも特別に配慮する地域が設定されていることもある。そういった地域の評価をどのように考えるか。

高圧線等の支障物がある場合、その撤去等について費用や時間がかかる。用地造成費 等に入るかわからないがどこかで評価すべきであろう。

評価項目 4-1-1 の「地形地質状況」について、他の項目が数値等で定量的に評価できるものであるのに対して評価方法や評価基準がはっきりしない。具体的にどのように点数を決定するか、現時点の考えで良いので教えていただきたい。

(事務局) 三島市では市内全域を対象として景観条例が定められている。重点景観区域が 7,8

か所あるが、いずれも中心市街地である。選定基準で住居地域と商業地域が除外要件と されているため、三島市においては重点景観区域からは外れることになると思われる。 他の市町の状況は改めて確認させていただきたい。

支障物の撤去については、移設が困難な構造物がある場合は、選定基準の除外要件に入っている。移設、除外が可能な構造物である場合は、評価項目 6-1 の「施設整備費以外の費用」にて評価することを検討する必要があると思う。

- (日本工営) 評価項目 4-1-1 の評価方法の考え方について、活断層等の地形地質条件が事業の継続性に支障を与える場合を考慮したいという考えが発端の項目である。災害発生時は、生活ごみを処理しつつ災害廃棄物の処理を行う必要がある。ごみ処理施設は、その重要な役割を果たすものであるため、活断層等による地形地質的な影響が予測される場合はあらかじめ除外したいという考え方である。ただし、活断層が存在するからと言って必ずしも断層のズレが生じるとは限らない。また、発見された活断層がリスト化されているにすぎず、リストに記載がなくても活断層がないことの証明にはならない。地形・地質のリスク判断は専門家であれば一定程度評価でき、地崩れ等のしやすさ、これまでの発生状況等は場所によりそれぞれ特性がある。これらを考慮し、その場所のリスクを3段階で評価するという考え方である。他の評価項目は既存資料等で客観的に評価できるが、防災の観点での施設の稼働を重視し、文献だけでなく地域の実情をなるべく詳細に検討したいという考えから現在の案とした。
- (柳井委員) 項目がある程度揃っているのであれば、特に重点的に評価する項目は明確に示した ほうが分かりやすいのではないか。
- (中澤委員)施設の稼働と地形地質状況が抱えるリスクを一緒にしているため論点が分かりづらくなっている。ここでは素因について考えればよいのではないか。例えば、活断層であれば、動くかどうかは別としてそこにあること自体が素因としてマイナスになる。低地であれば洪水や液状化リスク、傾斜地であれば地滑り等に結びつく。地震が発生した場合や活断層が動くかどうかは考えず、土地が持つリスクを網羅して、その中で当てはまるものがどのくらいあるかを評価してはどうか。評価項目 4-2 以降は外力によって影響を受ける場合であるとして切り分けて考えると良いと考える。
- (平井委員長)本事業は静岡県環境影響評価条例の第1種事業であり、将来的に県条例による環境影響評価が必要になる。地形地質は環境影響評価項目でもあるため今のうちから考えていかなければならない項目であり、今後に向けても重要になるため委員の意見を受けて整理いただきたい。

評価項目 2「生活環境の保全」及び 3「自然環境の保全」については、環境影響評価項目でもあり詳細に検討していく必要がある。その中で評価項目 2-1-1 の騒音規制法関連について、学校、病院、保育所等の周辺環境の保全が求められる施設等について、対象施設までの距離を 100 m や 50 m として評価基準が設定されているが、500 m 先、1 km 先の住民から苦情が出るケースも多く見てきている。また、住民にごみ処理の話をするとダイオキシン類の話を聞きたいという声は多く挙げられ、将来的に地元住民がダイオキシン類の影響を危惧することは間違いないと思われる。現段階においてはこの評価基

準で良いが、将来的には環境影響評価をしっかり行っていくことを踏まえて生活環境の 保全の考えを持っていっていただきたい。

もう1点、評価項目3の「自然環境の保全」について、評価にあたってはレッドデータブックやレッドリスト等の既存文献を見るという想定か。考えを教えていただきたい。

- (日本工営)レッドデータブックは広範囲に希少種の生息可能性等が挙げられているので、その確認によって判断することは考えておらず、環境影響評価の段階で既存資料を整理し、現地調査を行って確認し、対策を検討していく際に活用していく。評価項目 3-1-1 「植生自然度の高い群落の有無」と 3-1-2 「巨樹・巨木の存在」は、備考欄のとおり環境省が公表しているウェブページから入手できる情報の確認を想定している。評価項目 3-1-3 「希少生物の存在」は、環境影響評価でも現地調査を実施して確認するが、現段階でもできる限り検討したいと考えて項目としたものである。候補地の数が分からない中で、すべてについて現地調査を行うことは現実的ではないという考えから、静岡県くらし環境部環境局自然保護課への照会を想定している。情報は時点データを積み重ねたものではあるが、希少生物種の確認の有無は重要な情報となる。現時点での最大限の配慮としてこのような既存情報の確認を行いたい。ただし、捕獲されて売買される可能性もあることから、委員会資料や公表資料等として具体的な生息地の位置図は示さないという方針である。そのため、県に照会を行い、生息しているか否かの結論を記載することを考えている。
- (平井委員長)生活環境や自然環境の保全は、一般論として反対住民の意見の多くを占めるものであり将来的にも重要となるため、しっかりと検討していくことが望ましい。また、環境影響評価で検討するという理由で評価項目から外すと、場合によっては逃げているようにも捉えられかねないため丁寧に説明できるようにしておくこと。
- (椎田委員) 候補地が 1 か所であった場合においてもその候補地を評価したうえで各市町が広域 への参加・不参加の意向を表明することになる。評価項目 6「経済性」の中には各市町 の候補地や抽出地を相対評価する項目があると思うが、そうではない項目は、大項目の 採点には結びつかないかもしれないが候補地が 1 か所であった場合も一度は採点する ということで良いか。
- (事務局)候補地が1箇所の場合、大項目6「経済性」は採点しない考えである。小項目は6つ あるが、他との比較、相対的な評価がほとんどである。100点満点ではなくなるが、こ のような形で進めさせていただきたい。
- (平井委員長)本日の意見踏まえ、必要な箇所は事務局で再整理を行い、最終的な評価項目・評価基準を決定していくこととする。修正案についてどの様に各委員に合意を得るか説明いただきたい。
- (事務局)本日いただいた意見に沿って修正できる箇所は修正し、大項目 5「地域の合意形成の 状況」は幹事会で協議を行い、まとめたものを選定委員会各委員にメールで送付する。

(平井委員長) 更に意見が出された場合も含め、候補地選定委員会としての協議結果の最終判断 と取りまとめは、委員長預かりとすることで良いか。

(事務局) 委員の皆様がよろしければそのような形で進めたい。

(平井委員長)検討協議会や時間の関係もあるため、そのような進め方でお願いしたい。

4. その他

(事務局) 今後の進め方として、本日いただいた御意見をもとに必要な修正を加えて選定基準及び公募要項については委員の皆様にメールで送付させていただく。また、次回の候補地選定委員会は12月24日(水)13時30分から開催予定である。内容は各建設候補地の現地確認と比較検討を予定している。午前中に現地確認を行い、午後に比較検討を予定している。候補地受付終了後にスケジュールを定めて御連絡するので改めて御参集のほどお願いしたい。

5. 閉会

以 上